

---

## グローバルたれ、CISO

---

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ  
本城 啓史



GDPRが2018年5月に欧州で施行されてから1年半が経過しました。施行後1年を過ぎたあたりから、巨額の制裁金がニュースになっています。ホテルチェーンのマリオット・インターナショナルやブリティッシュ・エアウェイズの事例をご存知の方も多いかと思いますが、それ以外に、オーストリアのAustrian PostやドイツのDeutsche Wohnen SEも10億円以上の大型罰則金を請求されています。

日本は2019年1月に、GDPRの十分性認定が発効され、多国籍企業における、日本とEU間の個人データのやり取りが簡素化されました。ただし、この認定でGDPRの対象外となり大型制裁金を科せられる可能性がなくなったわけではないので油断はできません。

さらに、欧州のGDPRだけではなく、中国サイバーセキュリティ法や米カリフォルニア州消費者プライバシー法など、域外へのデータ移転に関わる法規制は各国で厳格化されつつあります。

一方で、自国など特定エリア内におけるデータ保存を義務付けるデータローカライゼーション規制にも注意が必要です。最近のロシアにおける動きだけではなく、インド、オーストラリア、中国、インドネシア、ブラジル、韓国、イランなど、拡大傾向が見られます。国によって、個人情報を含括的に規制しているものから、特定業界に特化しているものまであり、現地ビジネス上の制約になりかねません。

JNSA会員各位も、海外拠点を持つ企業、海外事業に取り組んでいる企業、または、サプライチェーンに海外企業が含まれている企業の割合は非常に高いと思います。さらには、電子取引等で海外顧客の個人情報を持つ企業も少なくないでしょう。

これからのCISOは、日本国内の改正個人情報保護法やマイナンバーなどへの対応はもちろんのこと、加えて刻一刻と変わる海外の法規制や事業リスクを把握し、ガバナンス体制も含めてコントロールしていく必要があります。企業にとってCISOのグローバル化は急務で、世界的視野に基づいたセキュリティ判断が期待されています。